

杉並子育て応援券のご利用のご案内

NPO 法人フローレンス（以下「当法人」といいます。）は、杉並区よりサービス提供事業者の指定を受けております。自宅での託児サービスという分類にて『杉並子育て応援券』のご利用が可能です。ご利用方法は以下のとおりとなります。ご一読のうえ、ご利用を希望される場合は事務局までお申出下さい。

- ご利用内容： 月会費と保育利用時の保育料(交通費は除く)
※法人会員の方は、保育の利用があった場合にのみご利用が可能です。
※有料キャンセル料には利用できません。
- ご利用金額： 杉並区の規程により「お子様をお預かりするサービス」の1回の利用限度額は【20,000円】となります。
 - ・月会費のお支払いにご利用の場合
例：月会費 8,400円（税込 9,072円）に応援券 9,000円分（500円×18枚）を利用
差額 72円をご登録口座よりお引落し
 - ・保育利用時の保育料のお支払いにご利用の場合
例：保育料 22,600円（税込 24,408円）に応援券 20,000円分（500円×40枚）を利用
差額 4,408円をご登録口座よりお引落し※同月内で月会費と保育料、双方にご利用いただくことも可能です。

■利用内容確認と更新（すぎなみ子育て応援券の追加）：
応援券のお預かり残高につきましては会員専用WEBサイト内の【請求履歴】内で、ご確認頂けます。内容をご確認いただき、追加でクーポンを送付される場合は、必ず事務局まで、ご一報の上、追加分をご送付下さい。

[確認方法]

- ① フローレンスのホームページ上の **利用会員専用 WEB ページ (ログイン)** をクリック
- ② 会員 ID・パスワードを使ってログイン
- ③ **請求履歴** → **該当月** → **お子様のお名前** → と順にクリックで進んでいただきますと、内訳と保育料詳細が表示され、その他明細のところにクーポン残が表示されるようになっていきます

■有効期限について

応援券には有効期限があります。有効期限内に使いきれぬ分を想定してお預け下さい。有効期限内に使い切れぬと弊団体が判断した場合は返却させていただきます。

■お預かり方法：

クーポン券は金券と同様の扱いとなります。保育スタッフは当日保育料分のみお預かりとし、月会費充当分は直接当法人へご持参いただくか、当法人事務局宛に書留等でご郵送下さい。

なお、事務処理の手続き上、**毎月【5日必着】**となっております。5日を超えて到着した分につきましては、当月のお支払いにはご利用頂けませんのでご注意ください。

- ・送付先住所：〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-3-7 秋穂セントラルビル2F
- ・電話番号：03-5275-1162（病児保育事業部直通）
- ・宛名：NPO法人フローレンス 病児保育事業部 クーポン担当